

【報道資料】



令和7年12月17日

奈良県田原本町

懲戒処分等の公表について

次のとおり「田原本町職員の懲戒処分及びその公表に関する指針」に基づき、本町職員の懲戒処分等を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者

- (1) 現所属 総務部
- (2) 年齢 61歳
- (3) 性別 男性

2. 処分年月日 令和7年12月17日

3. 処分内容 減給1／10 3月

(地方公務員法第29条第1項第1号、第2号及び第3号)

4. 処分理由

上記の被処分者は、過去にも職務懈怠等により懲戒処分を受け、普段から再三にわたり注意を受けているにもかかわらず多くの業務を放置し、住民に対してもその場しのぎの不信感を招く回答を行った。これらは、重大な信用失墜行為であり、地方公務員法に違反することから上記の処分を行った。

【報道資料】

町長のコメント

日頃、適正な事務処理を行うべき立場にある町職員がこのような行為を行ったことは誠に遺憾であり、町民の皆様及び関係各位には心よりお詫びを申し上げます。

今回の事案は、当該職員の職務怠慢が発端となっていることから、今後は、所属長による所属職員の業務に関する進捗管理やチェック体制をより強化するとともに、職員倫理に関する研修も併せて行い、再発の防止を期し、信頼の回復に向けて全力で取り組んで参ります。

この件に関するお問い合わせ先：

町長公室人事課 TEL 0744-34-2901 内線 324